

議案第9号

逗子市職員の旅費に関する条例等の一部改正について

逗子市職員の旅費に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和8年2月5日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(逗子市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 逗子市職員の旅費に関する条例(昭和26年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合において、市が次に掲げる旅行者等(以下この項において「旅行役務提供者」という。)に対し、旅行役務提供者が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が旅行役務提供者に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約に基づき支払うべき金額があるときは、前項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客

自動車運送事業者

- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者

第3条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第4条第1項中「車賃」を「その他の交通費」に、「及び宿泊料」を「、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分中「座席指定料金」の次に「並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、同項に次の2号を加える。

- (4) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金

- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第7条第2項を次のように改める。

- 2 前項第2号から第5号までに規定する鉄道賃は、公務のため特に必要とする場合に限り支給する。

第7条第3項を削る。

第8条第1項各号列記以外の部分中「座席指定料金」を「寝台料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) その乗船に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前号に規定する運賃のほか、座席指定料金
- (3) 寝台料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃のほか、寝台料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第8条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により旅行する場合には、最下級の運賃の額とする。

第9条第1項中「現に支払った旅客運賃」を「次に掲げる旅客運賃及び座席指定料

金並びにこれらの費用に付随する費用」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) その搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する航空機を運行する航路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第10条（見出しを含む。）中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第11条第1項中「出張中」を「市外出張中」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第14条に規定する宿泊手当が支給される場合を除く。

第12条の見出し中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条中「宿泊料」を「宿泊費」に、「1夜につき13,000円」を「宿泊先の区分に応じた別表の基準額の範囲内の実費」に改める。

第19条を第21条とし、第14条から第18条までを2条ずつ繰り下げる。

第13条第1号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第2号中「宿泊料定額」を「基準額」に、「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条を第15条とする。

第12条の次に次の2条を加える。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、旅行及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該旅行に係る第7条から第10条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、第12条の規定により支給される宿泊費又は前条の規定により支給される包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜当たり1,600円
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜当たり800円

附則の次に次の別表を加える。

別表

区分	基準額
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円

大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

(逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年逗子市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「のほか急行料金」を「急行料金」に改め、「及び座席指定料金」の次に「並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、「のほか座席指定料金」を「及び寝台料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

鉄道賃及び船賃	乗車又は乗船に要する運賃	
航空賃	実費	
その他の交通費	実費	
宿泊費	1夜につき宿泊先の区分に応じた基準額の範囲内の実費	
	区分	基準額
	北海道	18,000円
	青森県	15,000円
	岩手県	13,000円
	宮城県	14,000円
	秋田県	15,000円
	山形県	14,000円
	福島県	11,000円
	茨城県	15,000円
	栃木県	14,000円
	群馬県	14,000円
	埼玉県	27,000円
	千葉県	24,000円
	東京都	27,000円
	神奈川県	22,000円
	新潟県	22,000円
	富山県	15,000円
	石川県	13,000円
	福井県	14,000円
山梨県	17,000円	

長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円
京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円
和歌山県	15,000円
鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円
宮崎県	17,000円
鹿児島県	17,000円
沖縄県	15,000円

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「のほか急行料金」を「、急行料金」に改め、「及び座席指定料金」の次に「並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、「のほか座席指定料金」を「及び寝台料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

鉄道賃及び船賃	乗車又は乗船に要する運賃	
航空賃	実費	
その他の交通費	実費	
宿泊費	1夜につき宿泊先の区分に応じた基準額の範囲内の実費	
	区分	基準額
	北海道	18,000円
	青森県	15,000円
	岩手県	13,000円
	宮城県	14,000円
	秋田県	15,000円
	山形県	14,000円
	福島県	11,000円
	茨城県	15,000円
	栃木県	14,000円
	群馬県	14,000円
	埼玉県	27,000円
	千葉県	24,000円

東京都	27,000円
神奈川県	22,000円
新潟県	22,000円
富山県	15,000円
石川県	13,000円
福井県	14,000円
山梨県	17,000円
長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円
京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円
和歌山県	15,000円
鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円

	長崎県	15,000円
	熊本県	20,000円
	大分県	15,000円
	宮崎県	17,000円
	鹿児島県	17,000円
	沖縄県	15,000円

(逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「のほか急行料金」を「急行料金」に改め、「及び座席指定料金」の次に「並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、「のほか座席指定料金」を「及び寝台料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改める。

別表を次のように改める。

別表

鉄道賃及び船賃	乗車又は乗船に要する運賃	
航空賃	実費	
その他の交通費	実費	
宿泊費	1夜につき宿泊先の区分に応じた基準額の範囲内の実費	
	区分	基準額
	北海道	18,000円
	青森県	15,000円
	岩手県	13,000円
	宮城県	14,000円
	秋田県	15,000円

山形県	14,000円
福島県	11,000円
茨城県	15,000円
栃木県	14,000円
群馬県	14,000円
埼玉県	27,000円
千葉県	24,000円
東京都	27,000円
神奈川県	22,000円
新潟県	22,000円
富山県	15,000円
石川県	13,000円
福井県	14,000円
山梨県	17,000円
長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円
京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円
和歌山県	15,000円
鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円

山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円
宮崎県	17,000円
鹿児島県	17,000円
沖縄県	15,000円

(逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年逗子市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第3条関係)

鉄道賃及び船賃	乗車又は乗船に要する運賃	
航空賃	実費	
その他の交通費	実費	
宿泊費	1夜につき宿泊先の区分に応じた基準額の範囲内の実費	
	区分	基準額
	北海道	13,000円
	青森県	11,000円

岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円

島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の逗子市職員の旅費に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第3条の規定による改正後の逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例、第4条の規定による改正後の逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する部分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和7年度の国家公務員旅費法改正に伴う国及び近隣各市の状況等を勘案し、旅費等について改正の要あるため提案する。